

宜 議 第 3 9 1 号
平成30年10月22日

議 長
上地 安之 殿

経済建設常任委員会
委員長 宮城 克

委員会審査結果について（報告）

第417回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
平成30年 10月11日	平成30年 10月11日	正・副委員長の互選、議案第50号、議案第54号、議案第55号、議案第60号、認定第3号、認定第4号
平成30年 10月12日	平成30年 10月12日	議案第50号、議案第51号、議案第54号、議案第55号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、陳情第2号、所管事務調査について
会議日数 2日間		

2. 会議事項

議案番号	件名	付託日 月 日	議決日 月 日	結果
—	正・副委員長の互選	—	—	—
議案第50号	平成30年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	平成30年 10月10日	平成30年 10月12日	原案決
議案第51号	平成30年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	平成30年 10月10日	平成30年 10月12日	原案決
議案第54号	平成30年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)	平成30年 10月10日	平成30年 10月12日	原案決
議案第55号	普天間門前広場条例の制定について	平成30年 10月10日	平成30年 10月12日	原案決
議案第58号	宜野湾市屋外運動場新築工事(建築2工区)請負契約について	平成30年 10月10日	平成30年 10月12日	同意
議案第59号	損害賠償等請求調停事件(事業損失補償)について	平成30年 10月10日	平成30年 10月12日	同意
議案第60号	平成29年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	平成30年 10月10日	平成30年 10月12日	原案可決及び認定
認定第3号	平成29年度宜野湾市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成30年 10月10日	平成30年 10月12日	認定
認定第4号	平成29年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成30年 10月10日	平成30年 10月12日	認定
認定第5号	平成29年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成30年 10月10日	平成30年 10月12日	認定
陳情第2号	設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について	平成30年 10月10日	—	継続審査
—	所管事務調査について (市民経済行政に関する事務調査、建設行政に関する事務調査、上下水道事業に関する事務調査)	—	—	任期中の継続審査

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 平成30年10月11日(木) 1日目

午前10時00分 開会

午後 3時06分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(8名)

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	真喜志 晃一

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	上里 広幸

○欠席委員(0名)

○説明員(13名)

建設部長	新垣 勉
市街地整備課長	比嘉 徹
市街地整備課 計画係長	永山 拓朗
上下水道局長	石川 康成
上下水道局 下水道施設課長	呉屋 武
上下水道局 企画係長	玉元 智
上下水道局 下水道整備係長	高宮城 淳

施設管理課長	嶺井 辰也
都市計画担当 技 幹	城間 勝也
施設管理課 管理係長	上原 力
上下水道局 総務企画課長	與那原 類
上下水道局 業務サービス課長	徳田 英明
上下水道局 排水設備係長	眞壁 和義

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城 拓也
--------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 正・副委員長の互選について
- (2) 認定第 3 号 平成 29 年度宜野湾市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 議案第 54 号 平成 30 年度宜野湾市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- (4) 議案第 60 号 平成 29 年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (5) 議案第 55 号 普天間門前広場条例の制定について
- (6) 認定第 4 号 平成 29 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (7) 議案第 50 号 平成 30 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)

第417回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成30年10月11日（木）第1日目

○事務局 おはようございます。これから経済建設常任委員会の会議を進めてまいります。当委員会事務を担当いたします大城です。どうぞよろしくお願いいたします。

改選後、初の会議でありますので、委員長が選出されるまでの間、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の米須清正委員に臨時委員長の職務を行っていただきたいと思います。

○米須清正 臨時委員長 おはようございます。年長の故をもちまして、正規の委員長が選出されるまでの間、私が臨時委員長の職務を行います。委員諸侯の御協力方よろしくお願い申し上げます。

ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします

（開会時刻 午前10時11分）

これより委員長の互選を行います。互選の方法は、指名推選または投票のいずれの方法により行うか、お諮りいたします。

○米須清正 臨時委員長 休憩いたします。（午前10時12分）

○米須清正 臨時委員長 再開いたします。（午前10時12分）

○米須清正 臨時委員長 委員長の互選については、休憩中にお諮りいたしましたように指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○米須清正 臨時委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。次に、指名の方法については、臨時委員長から指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○米須清正 臨時委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。それでは私から指名いたします。委員長に宮城克委員を指名いたしたいと思います。ただいまの指名に御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○米須清正 臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、宮城克委員が委員長に当選されました。ただいま委員長に当選されました宮城克委員の就任のあいさつをお願いいたします。

(宮城克委員より就任のあいさつあり)

○米須清正 臨時委員長 それでは、新委員長が誕生しましたので、委員長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

○米須清正 臨時委員長 休憩いたします。(午前10時14分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時15分)

○宮城克 委員長 これより副委員長の互選を行います。副委員長の互選の方法は指名推選、または投票のいずれの方法により行うか、お諮りいたします。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時16分) ※会派調整の申し出

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後10時39分) あり

○宮城克 委員長 副委員長の互選については、休憩中にお諮りいたしましたように指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。それでは私から指名いたします。副委員長に米須清正委員を指名いたしたいと思ます。ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、米須清正委員が副委員長に当選されました。ただいま副委員長に当選されました米須清正委員の就任のごあいさつをお願いいたします。

(米須清正委員より就任のあいさつあり)

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時44分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後10時45分)

【議題】

認定第3号 平成29年度宜野湾市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

～質疑・答弁～

○伊佐哲雄 委員 収入未済額について詳しい説明を伺いたい。

- 下水道施設課長 1 款の使用料及び手数料が収入未済額となっているが、平成30年度の公営企業会計への移行に伴い、出納整理期間が設けられていない。そのため2月分(3月調定)の下水道使用料等が4月以降に入ることになり、平成29年度予算に入れられなかったためである。
- 宮城司 委員 歳出の建設負担金の減額について要因を伺いたい。
- 下水道施設課長 県の事業である流域下水道関係の整備に係るものであり、伊佐の処理場や牧港ポンプ場整備等がある。これらの事業費を市も一部負担しているが、平成29年度の県の事業費が減額となり、それに合わせて市の負担金も減額となった。
- 宮城司 委員 県の事業に関することと理解してよいか。
- 下水道施設課長 県の事業費の減に伴う負担金の減ということである。
- 宮城司 委員 県の減額になった事業の資料をいただきたい。
- 下水道施設課長 負担金の数字等の情報は県より受けているが、事業内容の詳細な報告は受けていない状況である。
- 宮城司 委員 市が行う下水道の事業とは違うものと認識してよいか。
- 下水道施設課長 現在3処理場の工事が入っており、その事業費が減額となっている。
- 宮城司 委員 平成36年度までの県の事業がどれほどおくれるのか伺いたい。
- 下水道施設課長 県の事業計画については細かい情報は受けていない。
- 伊佐哲雄 委員 表の見方についての資料はないか。わかりやすい説明文等があればありがたい。流れをつかむためにも資料をいただきたい。
- 下水道施設課長 現在そういった資料はない。予算現額とは現在の予算額を指し、調定額とは伝票を起こした額であり、実際に入ってきた額が収入済額であり、回収できないものが不納欠損額であり、収入未済額とは伝票を起こして入ってくる予定はあるが実際はまだ入っていない額である。
- 伊佐哲雄 委員 調定額がどのように決定されているのか、もう少し詳細な説明を伺いたい。
- 企画係長 下水道使用料については、毎月メーターを検針し、報告があった数字を伝票に起こしていく。これが調定額となる。
- 真喜志晃一 委員 収入未済となった約2,680万円の使用料については平成30年度の予算に入るのか。
- 下水道施設課長 公営企業会計への移行に伴う特別枠として入る予定である。
- 上里広幸 委員 手数料の収入済額の減について伺いたい。
- 下水道施設課長 排水設備工事の指定店の登録手数料となっており、新規は1件2万円、更新継続については1件1万円である。予算はあくまで想定のものであり、実際の手数料は新規が3件6万円、更新継続は17件17万円、計2

3万円となっている。

- 上里広幸 委員 平成28年度の収入済額を伺いたい。また、平成29年度の予算額と収入済額との差額の要因を伺いたい。
- 企画係長 平成28年度の収入済額は40万円で、その内訳は、新規が12件24万円、更新継続が16件16万円となっている。平成29年度予算について、更新は5年に1回となっており、期限が到来する業者25件を見込んで予算を組んでいたが、実際は17件しかなかったため減額となっている。
- 上里広幸 委員 平成29年度の予備費は715万円だが、平成28年度の予備費の額を伺いたい。
- 下水道施設課長 458万9,000円となっている。
- 上里広幸 委員 平成28年度と平成29年度で300万円近い差額が出ている理由を伺いたい。
- 下水道施設課長 予備費は毎年800万円の予算を組んでいるが、急な出費がある場合は変動がある。平成29年度については、下水道使用料に係る消費税相当額が想定より多く、予備費での対応となった経緯もあり差が出ている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

-
- 宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時09分)
 - 宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時10分)
-

【議題】

議案第54号 平成30年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)

～質疑・答弁～

- 宮城司 委員 補助金7,579万2,000円の減の理由について伺いたい。
- 下水道施設課長 県の交付決定額が当初見込みよりも減となったためである。国庫補助金については雨水事業、県補助金については汚水事業、その他市の一般会計からの補助をいただいております、その裏負担分の減額となっている。
- 宮城司 委員 減額による事業への影響について伺いたい。
- 下水道施設課長 工事としては、管路施設更正工事、宇地泊・佐真下汚水枝線工事は平成31年度に先送り、委託については、大山中継ポンプ場脱臭施設機械関係の改修、ストックマネジメント計画策定業務、我如古汚水枝線の設計業務、西普天間住宅地区関係の下水道事業計画変更業務があるが、来年度以降へ先送りとなった。西普天間住宅地区は、今年度に都市計画決定の予定

であり、来年度に事業計画変更を先送りしても間に合うため、平成32年度より設計に入る予定である。大山中継ポンプ場の脱臭施設改修も次年度以降で間に合う状況である。国庫補助の雨水については、約250万円減額となっており、中原雨水支線実施設計業務がその対象であるが、中原公民館前の道と市道宜野湾11号の接続箇所の測量、ボーリング、設計等を行う予定であったが、減額された予算の範囲内で設計の見直し業務を行っている。

- 宮城司 委員 影響のあった事業一覧の資料をいただきたい。
- 下水道施設課長 提供いたしたい。
- 上里広幸 委員 第7条の補正内容について伺いたい。
- 上下水道局次長 職員給与費については議会議決を得なければ流用ができない経費であり、当初予算では既決予定額9,839万6,000円を限度額として定めている。それを変更するための今回の補正である。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

- 宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時26分)
 - 宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時28分)
-

【議題】

議案第60号 平成29年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

～質疑・答弁～

- 伊佐哲雄 委員 総配水量及び有収水量の意味と、それぞれの増減要因について伺いたい。
- 上下水道局次長 総配水量とは企業局から受水した水量のことであり、有収水量とは家庭や企業等が使用した料金に反映される水量のことである。有収水量の減は、少雨傾向に伴う節水のため一人当たりの使用量が減になったためと考えられる。有収水量が減れば、同じく総配水量も減になるはずであるが今回は増となっている。これについては、各給水ブロックのメーターの合計値が企業局の値と1%程度乖離しており、この1%が増加要因ではないかということで現在調査中である。
- 伊佐哲雄 委員 原因究明の見通しはついているのか。原因が漏水等の場合大きな問題ではないか。
- 上下水道局次長 現場調査の上、原因が漏水ではない確認は取れている。こ

れは、県企業局のメーター変更以降に起きた現象であるため、現在確認を求めている状況である。メーターの器差が原因ではないかと考えているが、器差が2%以内であれば検定品として合格であり、1,000万トンの2%となると料金に反映した場合、2,000万円と大きな額となるため、現在確認・協議中である。

- 宮城司 委員 総配水量と有収水量の差1%について、約6万立方メートルと理解してよいか。
- 上下水道局次長 6万立方メートルは、有収水量の減の数字であり、総配水量の1%の差は約30万トンとなっている。正確には、32万6,802立方メートルであり漏水及び不明水として扱っている。
- 宮城司 委員 30万トンという数値と比較するため、1家庭当たりの年間使用量を伺いたい。また、30万トンは金額にしてどのくらいか、さらに推移を知るため過年度の数値も合わせて伺いたい。
- 上下水道局次長 家庭の使用量については、1人あたり1日300リットルとしている。漏水量30万トンについては、購入時点で約3,000万円と算定しており、有収率が1%下がると約1,000万円の損失となる。過年度漏水量の数値は、平成28年度は12万トン、有収率が97%であったので、平成29年度に入り約3倍近い数値の上昇となっている。平成27年以前は10万トン以下であった。
- 宮城司 委員 平成29年度の32万トンという数値には原因があると思うが、それは現在調査中という理解でよいか。
- 上下水道局次長 平成28年度まではほぼ同じ数値で推移していたことから、平成29年度の数値は異常なものと認識しており、引き続き関係機関と調査・協議を行ってまいりたい。
- 宮城司 委員 調査はどのように行っているのか伺いたい。
- 上下水道局次長 県企業局の立ち会いのもと、互いの管理メーターの数値を突合させて行っている。現場においては、実際の水位に差がないかを確認している。今後は、企業局側のメーターを変更するなどの手法を提案したいと考えている。

○宮城克委員長 休憩いたします。（午前11時58分）

○宮城克委員長 再開いたします。（午前11時59分）

○真喜志晃一 委員 30万トンの3,000万円という数字は仕入れ値であり、損失は1,000万円と伺ったが、30万トンがなければ1,000万円の売り上げがあったという認識でよいか。

○上下水道局次長 1,000万円という数字は、有収率が1%下がった際の数値で

あり、30万トンを仕入れ値で換算すると約3,000万円となる。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

- 宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後0時03分）

◆午後の会議◆

- 宮城克 委員長 これより午後の会議を進めてまいります。（午後2時00分）
-

【議題】

議案第55号 普天間門前広場条例の制定について

～質疑・答弁～

- 真喜志晃一 委員 市民より門前広場の名称に疑義があるという意見があった。そこで、門前広場という名称はすでに決定されたものか、また今後公募等で決めるものか伺いたい。
- 施設管理課長 条例上の名称として門前広場としているが、広場の名称については、今後の公募等に変更することも可能と考えており、今後の検討としたい。
- 濱元朝晴 委員 資料の図面には駐車場らしきものが見えるが、条例の第3条に駐車場の規定がないことについて伺いたい。
- 施設管理課長 これは駐車場としての整備ではないが、石畳の広場として整備し、駐車場に活用できるものとする予定である。
- 濱元朝晴 委員 神宮周辺の道は一方通行になっているところもある。今後の周辺の道路整備について伺いたい。
- 施設管理係長 基地フェンス側の道路を、国道330号に取り付けの市道として整備する予定である。
- 濱元朝晴 委員 派出所の位置は図面のとおりと理解してよいか。
- 施設管理課長 現在の図面はイメージ図であり、あくまで予定である。
- 建設部次長 今後の実施設計で変更となる可能性もある。
- 宮城司 委員 第2条で門前広場の位置を定めており、「普天間一丁目128番1ほか」と規定されているが、それ以外にもあるのか。
- 施設管理係長 土地は3筆で、筆ごとに3名の権利者がおり、図面上いくつ

かの筆に分かれている。

- 宮城司 委員 条例の趣旨に「普天間地区が門前町として育んできた歴史文化と普天間街道で育んできた生活文化」の文言があるが、門前広場と普天間の再開発は関連しているのか。
- 施設管理課長 図面にある場所のみを門前広場としており、参道広場や交流広場とは関連しない。
- 米須清正 委員 用地取得スケジュールについて、地主等との調整はどうなっているのか伺いたい。
- 建設部次長 平成29年度から用地取得を進めている。補助を受けながらスケジュールどおり進める予定である。
- 米須清正 委員 予定通り計画が進んでいるのか伺いたい。
- 建設部次長 既に用地1件は取得済みであり、そのほかについても現在交渉中である。
- 又吉亮 委員 指定管理者についての規定があるが、委託の予定はあるのか。もしくはその前提なのか伺いたい。
- 施設管理課長 現在検討中であるが、将来的には指定管理者へ移行する予定である。
- 又吉亮 委員 別表の使用料については、市が直接運営した際のものと考えてよいか。
- 施設管理課長 使用料は市が運営した場合のものであり、指定管理者の場合は利用料となる。
- 又吉亮 委員 利用料になった場合、指定管理者は別表の料金で運営していくことになるのか。
- 施設管理課長 利用料については、市と指定管理者で協議をしながら検討していくことになる。
- 上里広幸 委員 防衛省補助は活用するのか。
- 施設管理課長 まちづくり事業に特化した補助制度があるため、それを活用する予定である。
- 建設部次長 8条の中の補助メニューである。事業予算自体は企画部が管理している。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時22分）※資料請求のため休憩

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時23分）

○宮城司 委員 条例制定はなぜこの時期なのか伺いたい。

○施設管理課長 当初、都市公園条例にするか広場条例にするかで議論があっ

た。都市公園条例では、派出所建物面積が30㎡までという規制があるが、広場条例には規制がなく、また次年度予定している派出所の設計業務の前に決定しておく必要があったことから、今年度で条例を制定するものである。また、取得した土地の維持管理等を考える上でも今の時期に制定しておく必要がある。

○宮城司 委員 平成29年度時点で、どの条例とするかは決定していなかったという理解でよいか。

○施設管理課長 そのとおりである。今回さまざまな角度から検討し、派出所建物面積に規制のない広場条例が望ましいとの結論になった。

また、当初質問のあった広場の名称について、今後公募等で変更になる可能性はあるが、普天間門前広場条例そのものの名称変更はないということを申し添えたい。

○宮城司 委員 使用料の算定経緯を伺いたい。

○施設管理係長 沖縄市や嘉手納町など、近隣市町村の事例や出店組合の聞き取りを参考に算定を行った。

○宮城司 委員 使用料について、委員会等の第三者が入って決定したのか。

○施設管理課長 委員会等が入っていない。当該広場の整備には多額の費用がかかり、使用料のみで整備費用を賄うことはできない。場所を借りる出店組合の意見や他市町村の類似事例をもとに妥当と思われる金額を算定している。

○真喜志晃一 委員 市内と市外の利用者の使用料は同一か、また区別する予定もあるのか。

○施設管理係長 市外利用者は、市内利用者より3割増しとする予定である。

○建設部次長 条例の別表の備考において市内・市外利用者に差を設ける旨規定している。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時33分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時35分)

【議題】

認定第4号 平成29年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 宮城司 委員 予算にない1億6,000万余りの保留地処分金が収入済額となっているが、保留地処分は当初予定になかったのか伺いたい。
- 市街地整備課長 当初から保留地処分を2筆予定し、入札販売を行って決定したものの、年度内での収入見込みが微妙な状況であり、3月の補正でゼロとした経緯がある。その後、1筆分の保留地処分金は4月の出納期間内に入り、残り1筆分は平成30年度の歳入に入っている。
- 宮城司 委員 1筆で1億6,000万円余りの保留地処分金となったと理解してよいか。
- 市街地整備課長 そのとおりである。宇地泊地区に674.99㎡の保留地があり、競争入札にかけたところ、同価格で落札されている。
- 宮城司 委員 通常の保留地よりも面積が大きい、まとまった土地を保留地として整備したのか伺いたい。
- 市街地整備課長 保留地については、換地等の調整もあり、場所によって面積が変わる。今回の保留地は1筆の面積が大きくなった。
- 建設部次長 補足として、平成29年度3月の補正減については、決算書373ページの款別歳入一覧表において1億3,151万3,000円の減額が確認できる。
- 宮城司 委員 宇地泊第二土地区画整理事業は何年度まで整備予定なのか伺いたい。
- 市街地整備課長 平成33年度まで換地処分を行う予定である。
- 宮城司 委員 平成31年度と32年度の予定について伺いたい。
- 市街地整備課長 宇地泊第二地区の歩行者専用道路を整備する予定である。
- 宮城司 委員 残りは主に公共的な整備を行い、保留地処分等はないと考えてよいか。
- 市街地整備課長 今年度残り2筆の保留地処分を予定しているが、工事の状況等によっては次年度以降の処分となる可能性もある。整備に関しては、保全整備及び用地工事を予定している。宇地泊地区内の公園の上物については土地区画整理事業の対象ではないため、補助メニューを受けて都市計画課で今後も行っていく予定である。
- 濱元朝晴 委員 土地区画整理費の3,000万円余りの翌年度繰越額について伺いたい。
- 市街地整備課長 工事費と委託費の一部を繰り越したものである。
- 濱元朝晴 委員 どの工事を繰り越したものか。
- 市街地整備課長 ティーチガー公園付近で、前年度に工事が流れた部分である。現在は工事を終了している。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後 2 時 5 2 分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後 2 時 5 3 分)

【議題】

議案第 5 0 号 平成30年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)

～質疑・答弁～

○伊佐哲雄 委員 繰越金について詳しい説明を伺いたい。

○建設部次長 平成 29 年度の決算に係る実質収支額 1 億 7, 104 万 4, 705 円が繰入金として入ってきたものである。

○又吉亮 委員 平成 29 年度決算の実質収支に関する調書中の繰越明許費繰越額と実質収支額が 30 年度予算に繰り入れされる一連の流れについて説明を伺いたい。

○市街地整備課長 歳入総額から歳出総額を差し引いた額から、さらに繰越額を差し引いた額が実質収支額となり、それを平成 30 年度予算に繰り入れしている。

○建設部次長 補足すると、繰越額はすでに繰り越されており、実質収支額には含まれていない。

○真喜志晃一 委員 繰越額は特別会計に戻し、実質収支額は一般会計に戻すという認識でよいか。

○市街地整備課長 実質収支額の内訳として、一般会計繰出金として 155 万 4, 000 円、宇地泊土地区画整理事業基金積立事業に 1 億 6, 949 万円に振り分けられている。繰越額については、そのまま特別会計へ組み込まれることになる。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後 3 時 0 6 分)

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 平成30年10月12日（金） 2日目

午前10時01分 開議
午後 1時51分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	真喜志 晃一

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	上里 広幸

○欠席委員（0名）

○参考人（0名）

○説明員（10名）

建設部 次長	新垣 勉
市街地整備課 課長	比嘉 徹
市街地整備課 計画係長	永山 拓朗
市街地整備課 補償係長	比嘉 祥二
契約検査課 課長	高江洲 強

施設管理課 課長	嶺井 辰也
市街地整備課 主査	ウィリアムス 千景
施設管理課 管理係長	上原 力
施設管理課 工事係長	大城 秀規
契約検査課 契約係長	松川 奈津子

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城 拓也
--------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 認定第 5 号 平成 29 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 議案第 5 1 号 平成 30 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- (3) 議案第 5 9 号 損害賠償等請求調停事件 (事業損失補償) について
- (4) 陳情第 2 号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について
- (5) 議案第 5 8 号 宜野湾市屋外運動場新築工事 (建築 2 工区) 請負契約について
- (6) 議案第 5 5 号 普天間門前広場条例の制定について
- (7) 議案第 5 0 号 平成 30 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- (8) 議案第 5 1 号 平成 30 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- (9) 議案第 5 4 号 平成 30 年度宜野湾市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- (10) 議案第 5 8 号 宜野湾市屋外運動場新築工事 (建築 2 工区) 請負契約について
- (11) 議案第 5 9 号 損害賠償等請求調停事件 (事業損失補償) について
- (12) 議案第 6 0 号 平成 29 年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (13) 認定第 3 号 平成 29 年度宜野湾市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (14) 認定第 4 号 平成 29 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (15) 認定第 5 号 平成 29 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (16) 陳情第 2 号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について
- (17) 所管事務調査について

第417回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成30年10月12日（金）第2日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。（開会時刻 午前10時01分）

【議題】

認定第5号 平成29年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

～質疑・答弁～

- 宮城司 委員 収入未済額について説明を伺いたい。
- 市街地整備課長 これは県補助金の前払い分を除いた残額が収入未済額となったものであるが、これについては既に事業も終了して今年度の歳入に入っている。
- 濱元朝晴 委員 財産運用収入について伺いたい。
- 市街地整備課長 基金の利子である。
- 宮城司 委員 歳出の不用額183万5,574円について説明を伺いたい。
- 市街地整備課長 不用額の内訳としては、歳出決算事項別明細書に不用額の内訳が記載されており、総務管理費の報酬、建設事業費の工事請負費等の不用額が主なものとなっている。
- 濱元朝晴 委員 保留地処分金の補正減の理由について伺いたい。
- 市街地整備課長 整備等のおくれにより保留地販売ができなかったことによるものである。
- 濱元朝晴 委員 整備する際は工事費等がかかるが、業者に対する支払い等はなかったのか。
- 市街地整備課長 資金計画の中で、前年度に保留地処分ができると見込んで予算を組んでいるが、権利者との交渉のおくれ等もあり工事に至らなかったことによるものである。
- 上里広幸 委員 建設事業費約150万円の不用額のうち工事請負費約116万円の不用額が出ている理由について伺いたい。
- 市街地整備課長 工事請負費の不用額については、入札残によるものである。
- 宮城司 委員 佐真下第二土地区画整理事業の事業終了予定年度を伺いたい。
- 市街地整備課長 現在のところ平成35年度を目標としている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時19分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時20分)

【議題】

議案第51号 平成30年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

～質疑・答弁～

○濱元朝晴 委員 今回の損害賠償額2,048万3,000円については、一般財源以外から支出できないのか伺いたい。

○市街地整備課長 区画整理事業において、道路に係る物件は、県補助金の対象となるが、それ以外については保留地処分金と一般財源から支出することになる。

○真喜志晃一 委員 本件は、調停事件ということで一般財源を充てたわけではなく、道路に係る物件ではないため補助対象とならなかったものと理解してよいか。

○市街地整備課長 そのとおりである。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時30分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時31分)

【議題】

議案第59号 損害賠償等請求調停事件(事業損失補償)について

～質疑・答弁～

○真喜志晃一 委員 物件調査で算出した金額2,700万から解体費用を差し引いた金額を支払うという理解でよいか。

○市街地整備課長 そのとおりである。

○真喜志晃一 委員 物件調査して2,700万円を提示したのはいつか。

- 市街地整備課長 平成26年1月31日である。
- 真喜志晃一 委員 調査後に相手方が自ら物件を取り壊し、平成26年1月31日に2,700万円の提示をした際、存在しない物件は補償できない旨を伝え、2,000万円しか出せないことを伝えた結果、調停になったという認識でよいか。
- 市街地整備課長 2,700万円の積算中に相手方が建物を撤去した。損失補償基準によると建物撤去後は契約ができないこととなっており、相手方にその旨を伝えた。その後、協議の中で市が支払う総額から建物撤去費用を除いた額が今回の解決金となっている。
- 伊佐哲雄 委員 相手方が建物を急いで取り壊した理由を伺いたい。
- 市街地整備課長 調査済みのため建物を独自で撤去した。機能回復補償という観点から本来額の提示はするが、物件を取り壊すかどうかは相手方の義務になることから、建物を取り壊し、次の土地を有効活用するために取り壊したということで協議を進めているところである。
- 伊佐哲雄 委員 手続きの順序が理解されていなかったために起こったものと考えてよいか。
- 市街地整備課長 交渉の中で説明が行き届いていなかった面はあると思われる。調定の中でも、それをお互いの認識としながら額の確定に至っている。
- 伊佐哲雄 委員 説明不足の面があるならば改善すべきと思われる。県内及び県外に似たような事例はあるのか。
- 市街地整備課長 公表していない事例もあるかもしれないが、同様な事例はなかった。
- 真喜志晃一 委員 平成26年1月31日に2,700万円の金額提示をした際には、市としても存在しない物件の補償はできないということが分かっていたという理解でよいか。
- 市街地整備課長 本来の物件に2,700万円の価値がある旨を説明したが、相手方は2,700万円で納得せず、交渉が長引いた経緯がある。
- 真喜志晃一 委員 本来の価値は2,700万円であるが、物件が存在しないためさらに下がることを同時に説明したという理解でよいか。
- 市街地整備課長 そのとおりである。
- 宮城司 委員 平成16年に今回の相手方に仮換地指定の通知を送ったことについて内容を伺いたい。
- 市街地整備課長 相手方の建物を含め敷地は、換地に伴い減歩が起こり、それにより建物に有効に出入りできなくなることから、その機能回復の補償となっている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前 11 時 37 分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前 11 時 38 分)

【議題】陳情第2号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について

～質疑・答弁～

- 真喜志晃一 委員 先般、市外業者が指名された数件の事業で、市内業者が指名から外された理由について伺いたい。
- 建設部次長 該当事業について陳情書に記載がないため推測になるが、建築課が行っている消防庁舎の耐震設計業務、我如古消防署の建てかえ、市庁舎の耐震実施設計、普天間飛行場周辺まちづくり事業の基本設計、大謝名小学校関連の事業等と考える。建築設備機械電気をJVで発注しているが、大きな工事になるため技術者が3名以上必要となるが、市内業者にこの要件を満たしていない業者があったことから指名から除いた経緯がある。JVなので、建築業者が11社あった場合、設備設計業者も11社必要になるが、市内業者が1社に満たなければ市外業者を入れざるを得ず、今回はこのような形になったと考えられる。
- 濱元朝晴 委員 市内業者が技術者3人という要件を満たしていなかったために除外されたとのことだが、陳情書には、「落札業者が諸般の事情により手におえない場合は、設備設計事務所会で協力し合ってきました。この件は今後も続けてまいります」とあるが、そのようなこともできるのか。
- 建設部次長 陳情書の「手におえない」という部分には少々疑問を覚える。手に負えなければ、可能な業者と再契約するというのが本来のルールであり、また、一部であれば下請ということもあるが、「協力し合う」というのがどういう意味なのか、図りかねる面がある。
- 濱元朝晴 委員 陳情書によると、これまでも協力し合ってきた、今後も続けるとあり、自信があるように思えるが、これについて見解を伺いたい。
- 建設部次長 協力という意味が図りかねる中では、はっきりしたことは言えない。
-

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前 11 時 42 分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前 11 時 43 分)

-
- 伊佐哲雄 委員 以前にもコンサルタント業務等について同様の陳情があり、それらを踏まえると市内業者との意思疎通がうまくいっていないのではないかとと思われるが、それについて見解を伺いたい。
- 建設部次長 工事に関しては指名に関するランク付けに基づきほぼ市内業者に発注しているが、コンサルや設計等に関しては技術力等が求められ、市としても補助を受けて事業を行っている以上、それ相応の結果が求められる。昨年は、調査測量設計協会から要望を受け、意見交換会を開催し、市の考えとして、市内業者優先の方針は持っているが不可な場合もあることを伝えた。設計等については、意見交換会は行っていないが、市内優先発注に関する市長公約もあり、業者としてもある程度の理解はいただいていると思うが、どうしても無理な事例もあるということをご理解をいただくしかないと考えている。
- 宮城司 委員 技術者が3人以上という話があったが、発注要綱等の中にその要件に関する記述もあるのか。
- 建設部次長 案件ごとに求められる内容が違うため要綱等はない。要綱を作成した場合、小規模な案件でも要件を満たす必要が出てくるため、案件ごとに判断している。
- 宮城司 委員 要綱がないということは、業者も必要な技術者の数がわからないという理解でよいか。
- 建設部次長 指名については、入札までどこを指名するとは言えないため、業者に対し説明はしない。もし、指名されなかった理由を問われれば、満たさなかった要件等の説明を行う。
- 宮城司 委員 市外業者が指名された案件一覧表等を資料としていただきたい。
- 建設部 次長 資料提供が可能かどうか契約検査課にも確認いたしたい。
- 真喜志晃一 委員 市内の設計事務所が共同企業体のような形で指名を受けることはできるのか。
- 建設部次長 指名されるには、契約検査課へ指名参加願を提出する必要があるが、基本的には個々の企業となるが、大きい工事等の場合には3社ほどでJVを組んで参加することもある。事業者全体が一つになるという例はない。
- 又吉亮 委員 本市及び近隣市の市内業者発注状況について資料をいただきたい。
- 建設部次長 契約検査課が担当であり、資料が提出できるか確認してまいりたい。また、市外については他市の情報であり、情報提供が可能かどうかとも確認したい。なお、以前に調査設計協会が調べたコンサル業務についての調

査があるが、沖縄市や那覇市は規模が大きい業者が多いため、ほぼ市内業者で受注しているが、うるま市や糸満市等は本市のように市外業者を入れているケースがあり、100%が市内業者発注とはなっていない。

- 上里広幸 委員 陳情の内容を確認するため、陳情者である設計事務所会より意見聴取の場を設けるとともに、必要資料等の提出を求める必要があると考える。またその結果を当局側にも確認する必要があるのではないか。
- 真喜志晃一 委員 陳情者を呼ぶ場合には、市内業者3者を排除した案件の詳細等、記載内容の詳細について聞きたい旨を伝える必要もあるのではないか。
- 宮城克 委員長 継続審査となった場合は、資料等の提供依頼や、陳情者の意見聴取も可能である。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時47分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時48分)

【議題】 議案第58号 宜野湾市屋外運動場新築工事（建築2工区）請負契約について

～質疑・答弁～

- 濱元朝晴 委員 入札状況について2業者が無効となっているが、その理由を伺いたい。
- 契約検査課長 1件は入札書の不備による応札不成立、もう1件は最低制限価格を下回ったために無効となっている。
- 濱元朝晴 委員 入札書の不備については再提出等で対応できないのか。
- 契約検査課長 入札の法令に基づきいったん提出した後の再提出は不可となっている。なお、不備の内容としてはJVで発注をしているが、その代表者名に誤りがあったためである。
- 伊佐哲雄 委員 予定価格は事前公表か。
- 契約検査課長 そのとおりである。
- 伊佐哲雄 委員 予定価格は、どのように決定しているのか。
- 契約検査課長 業者で設計書を作成し、それを反映して予定価格ができる。最低制限価格設定の基準要綱があり、130万円を超える場合は、最低制限価格を設定することになるが、その際は予定価格を公表することになっている。
- 伊佐哲雄 委員 予定価格は、設計の段階で人件費等を計算して、設計士が決

めるのか、市が決めるのかを伺いたい。

- 施設管理課長 設計者はあくまで図面を作成し、その中に入っている単価等を積み上げ、諸経費等を積算して予定価格を算出する。
- 伊佐哲雄 委員 最低制限価格は、予定価格を基準にその何%と決めていくのか。
- 施設管理課長 最低制限価格については、宜野湾市建設工事等最低制限価格設定基準要綱の中にある計算方法に基づいて算出している。
- 伊佐哲雄 委員 それに基づけば、業者も最低制限価格の算出ができるという理解でよいか。
- 施設管理課長 直接工事費を計算式に当てはめていけば予定価格から最低制限価格を算出することはでき、全てぴったりではないが、近い値を出すことは可能と考える。
- 伊佐哲雄 委員 今回の工事も、落札額が最低制限価格と15万円程度しか変わらず、12億円という額からするとかなり精度が高いと考える。これまでも最低制限価格ぎりぎりの落札が多かったが、これは制度を理解し、落札意欲のある業者であれば、算出することができると理解してよいか。
- 施設管理課長 業者の積算精度が高ければ最低制限価格に近づくものと考えらる。
- 宮城司 委員 第2工区と第1工区の落札業者に同じ業者が含まれている。同じ業者は落札できないとする要綱等に抵触しないのか伺いたい。
- 契約検査課長 落札した事業の工期が50%経過していなければ指名できないが、今回はその工期を超過しているため指名が可能となっている。
- 宮城司 委員 仮に台風等で第1工区の工期がおくれた場合はどうなるのか。
- 施設管理課長 あくまで最初の予定工期を参考に指名することになる。志真志小学校の工事においても、既に工期の50%を超過しており市内の全ての業者を入札に参加させている。

-
- 宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は1時30分から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後0時10分）

◆午後の会議◆

- 宮城克 委員長 再開いたします。（午後1時30分）
これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第55号 普天間門前広場条例の制定について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後1時36分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後1時36分)

【議題】

議案第50号 平成30年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第51号 平成30年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第54号 平成30年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後1時38分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後1時38分)

【議題】

議案第58号 宜野湾市屋外運動場新築工事(建築2工区)請負契約について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で同意すべきものと決する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後1時39分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後1時39分)

【議題】

議案第59号 損害賠償等請求調停事件（事業損失補償）について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で同意すべきものと決する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後1時41分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後1時41分）

【議題】

議案第60号 平成29年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

認定第3号 平成29年度宜野湾市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成29年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成29年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

議案第60号について、全会一致で原案可決及び認定すべきものと決する。

認定第3号、認定第4号、認定第5号について、全会一致でそれぞれ認定すべきものと決する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後1時42分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後1時42分）

【議題】

陳情第2号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について

【閉会中の審査継続申出】

本件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要があるため、議長に申し出ることにより決定する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後 1 時 4 3 分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後 1 時 4 3 分)

【議題】

所管事務調査について

○宮城克 委員長 本委員会の所管事務調査事項については、市民経済行政に関する事務調査、建設行政に関する事務調査、上下水道事業に関する事務調査の 3 件に決定いたしたい。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんのでさよう決定いたしました。

経済建設常任委員会の所管事務調査については、市民経済行政に関する事務調査、建設行政に関する事務調査、上下水道事業に関する事務調査に決定

【閉会中の調査継続申出】

上記 3 件については、任期の間、閉会中の継続審査とする。

【審査結果】

経済建設常任委員会の所管事務調査については、市民経済行政に関する事務調査、建設行政に関する事務調査、上下水道事業に関する事務調査の 3 件に決定。上記 3 件は、任期の間、閉会中の継続調査とする。

○宮城克 委員長 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 1 時 5 1 分)